

平成 24 年 7 月 30 日

利用者の皆さまへ

## 消費税の取扱いについてのお知らせ

日頃は当社のサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

さて、平成 18 年 3 月 1 日より「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」の改正により、住宅性能評価機関は国土交通大臣による指定制から国土交通大臣への登録制に移行致しました。

これに伴って、従来では非課税扱いであった住宅性能評価業務に係る手数料について、消費税が課税されることになりました。

当社において平成 18 年 4 月 4 日以降に引受した住宅性能表示サービスにつきましては、性能評価手数料と合わせて消費税相当額を請求させていただく運びとなりましたので、ご了承の程お願い申し上げます。

なお、確認検査業務に係る手数料については従来通り非課税扱いです。

以上